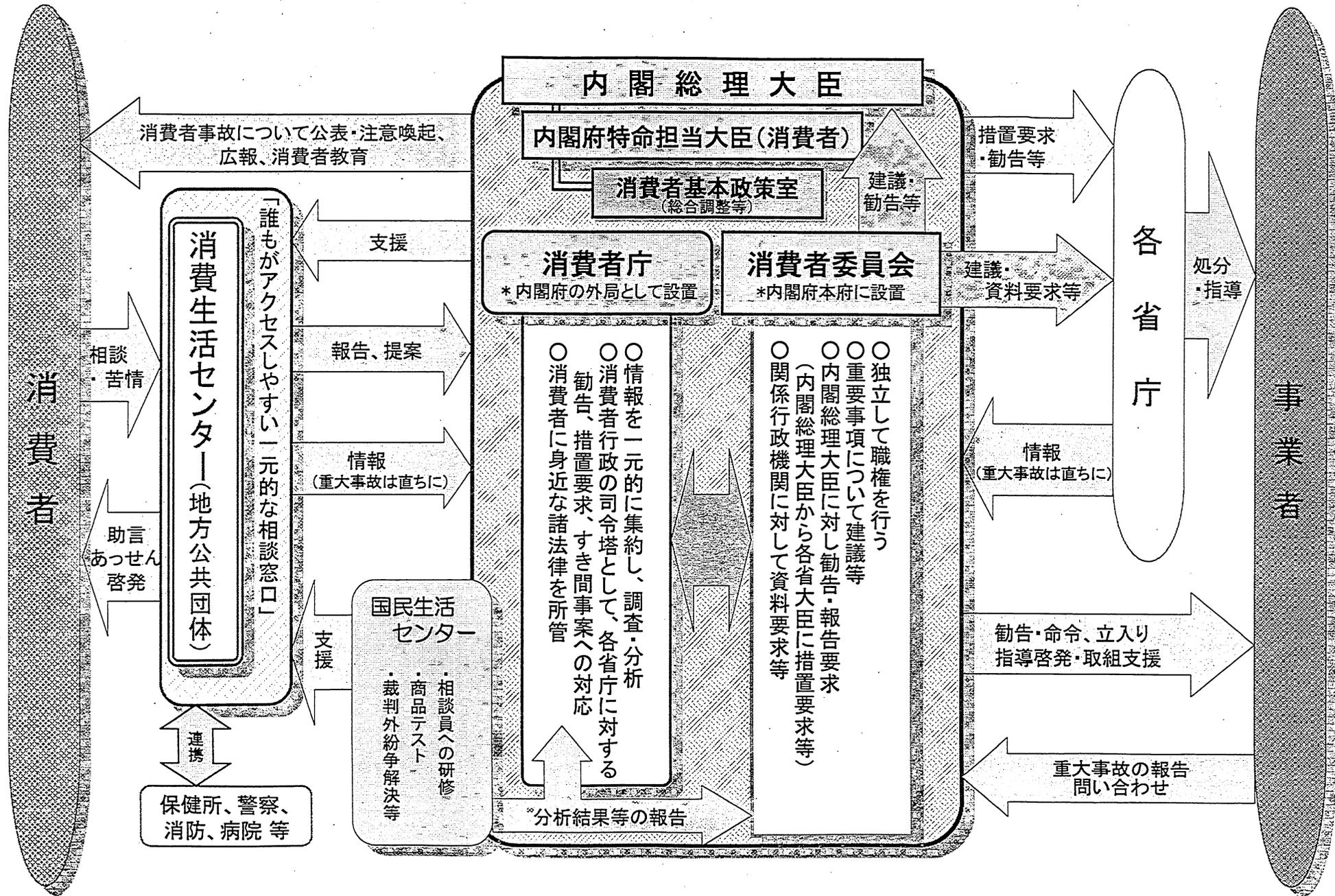


消費者庁の概要

- 1 新しい消費者行政
- 2 消費者庁の主な課題
- 3 消費者庁の組織
- 4 消費者庁への情報の主な流れ

1 新しい消費者行政



2 消費者庁の主な課題

I 事故情報の一元的収集・分析・原因究明、発信

事故情報の収集
・集約体制の整備

- 事故情報データベース
年内に参加機関間で試行的に実施
年度内を目途に国民向け運用開始予定

事故分析・原因究明
機能の強化

- 国民生活センターの商品テスト機能の強化、商品テスト機関との連携強化方策を検討
- 独立した調査機関の在り方、分析等の迅速化の検討
- 事故分析能力を有する人材の登用、養成

事故情報の公表

- 個人情報保護等に配慮した開示範囲、方策を検討

II 地方消費者行政の充実支援・環境整備

地方消費者行政
・消費生活相談体制の
充実

- 全都道府県に創設された地方消費者行政活性化基金（平成20年度2次補正で創設：150億円、21年度補正で上積み：110億円）を活用し、地方消費者行政・消費生活相談体制を充実する予定。
（基金を用いた事業の実施期限は平成23年度末）
- 消費者ホットライン
9月14日 5県で試行的に実施
10月下旬から11月上旬を目途に全国で本格実施
- 地方公共団体が実施する法執行等の機能強化支援
- 今後3年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿についての実態調査

相談員の待遇改善

- 地方消費者行政活性化基金の上積み分（21年度補正：110億円）の配分に当たっては、相談員の処遇改善に積極的に取り組む地方公共団体に手厚く配分する予定
（基金を用いた事業の実施期限は平成23年度末）

国と地方の連携の強化

- 消費者被害情報が確実に集約されるよう関係省庁、地方公共団体との連携体制整備
- 地方公共団体への国の支援の在り方の検討

V 消費者行政の円滑な推進

消費者庁・国民生活
センターの体制整備

- PIO-NETについて、平成22年度の運用開始を目途にシステム再構築（情報登録時間の短縮、検索効率の改善）
- 消費者行政に関する幅広い専門性を持つ職員の登用、公務員に対する消費者教育・研修の実施 担当部局の強化等の検討
- 国民生活センターの相談員の待遇改善の検討

III 消費者の自立・被害者の救済

消費者教育の推進

- 消費者庁関連三法案附帯決議（司令塔機能の発揮、文科省との連携、推進体制の強化等）を踏まえた対応

消費者団体への支援

- 適格消費者団体に対する支援（3年以内に必要な措置）
- 消費者団体に対する情報提供、支援の在り方の検討

被害者救済制度の検討

- 違法収益のはく奪制度の創設を含めた検討（3年後を目途に必要な措置を講じる）

多重債務者対策の検討

- 消費者庁の関与、対策の在り方を含めた内閣一体としての取組が可能となるよう検討

IV 制度の見直し・整備等

消費者基本計画の改定

- 消費者庁関連三法の附則、附帯決議等を踏まえつつ、消費者委員会の意見を聴いた上で平成22年度以降の基本計画案の作成

消費者の利益の
擁護及び増進に関する
法律の在り方

- 消費者庁の関与の在り方の見直すとともに、消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討

消費者安全法の在り方

- 消費者安全法に基づく基本方針の策定
- 重大な財産被害を含めた重大事故等の範囲の検討（3年以内に必要な措置を講じる）

表示、取引、
安全の分野における
制度の在り方

- 食品表示等の分野における制度の在り方について検討

国際的な取組の推進

- OECDの活動や食の安全における近隣諸国等との連携など消費者安全を確保するための国際連携の強化

3 消費者庁の組織

(消費者庁の任務)

消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援、その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行う。

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(消費者)

内閣府副大臣

内閣府大臣政務官

<企画調整担当>

消費者問題の解決に向けて、消費者行政に関する企画調整機能を果たす。

消費者庁
(内閣府の
外局)

消費者庁長官

次長

審議官(2)

参事官(2)

企画調整担当(1)
執行担当(1)

<執行担当>

消費者庁所管法令の執行に関する事務を行う。

課名

業務

総務課

人事、会計、法令審査、国会連絡などいわゆる官房業務

政策調整課

- ・関係府省庁との政策調整
- ・消費者安全法に基づく関係各大臣への措置要求等

企画課

- ・基本的な政策等の企画、立案、推進(消費者教育など)
- ・消費者基本法、消費者契約法
- ・食品安全基本法、消費者安全法等に基づく基本方針の策定
- ・公益通報者保護法、個人情報保護法を所管

消費者情報課

- ・消費者問題に関する情報の集約、分析、発信
- ・消費者に対する注意喚起
- ・地方支援、国民生活センターの監督、広報など

消費者安全課

- ・消費者安全法に係る「すき間事案」の執行
- ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告
- ・食品安全基本法のリスクコミュニケーション関係の調整
- ・家庭用品品質表示法を所管

取引
・物価対策課

- ・特定商取引法、預託法を所管
- ・業法(宅建業法、旅行業法、割取法、貸金業法)を所管
- ・物価関係事務(国民生活緊急安定措置法、物価統制令等)

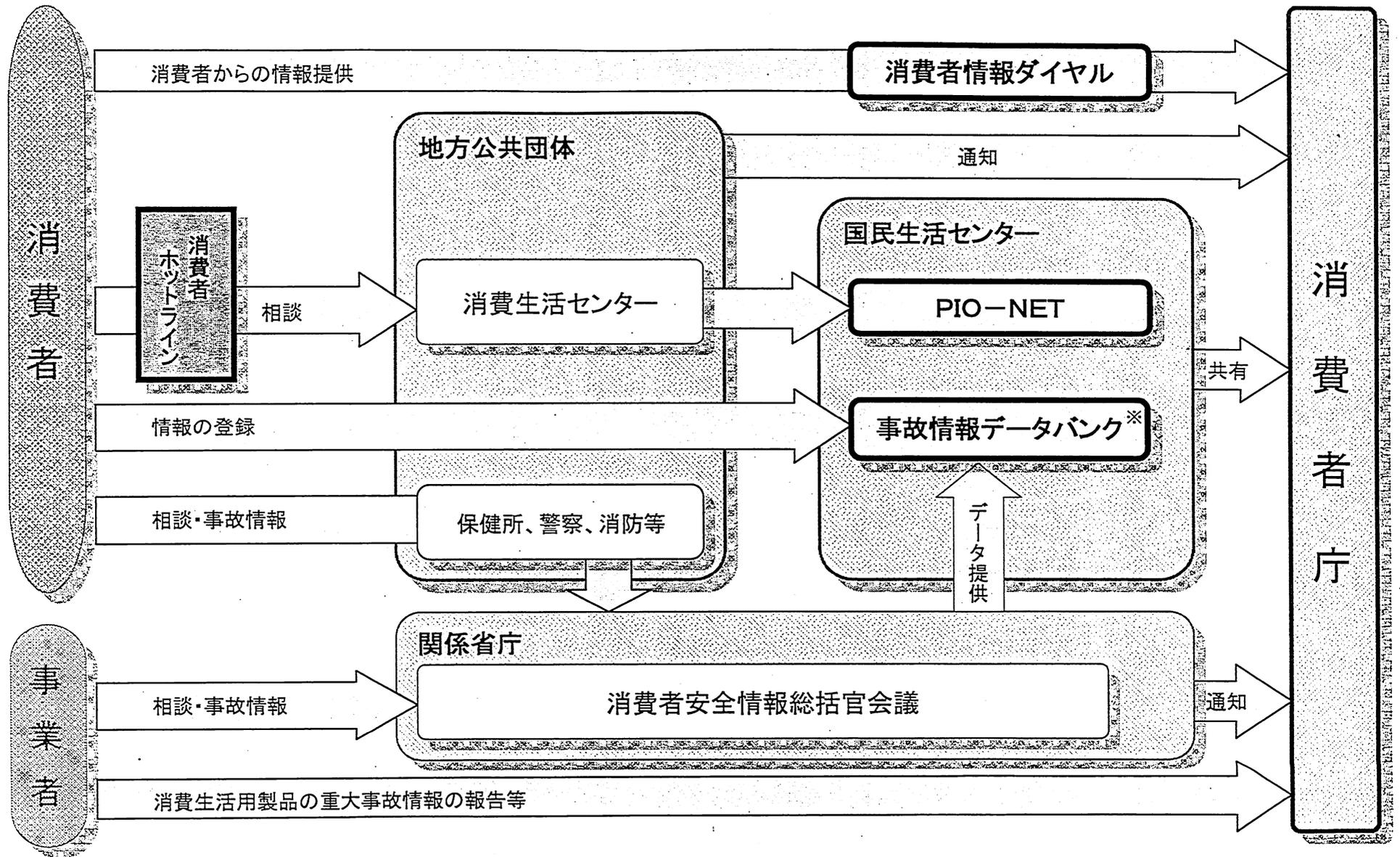
表示対策課

・表示関係のうち景品表示法、住宅品確法、特定電子メール法を所管

食品表示課

・表示関係のうちJAS法、食品衛生法、健康増進法を所管

4 消費者庁への情報の主な流れ



※ 年内に参加機関間で試行的に実施
年度内を目途に国民向け運用開始予定